

広川町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 広川町立図書館では、この制度により、雑誌にスポンサーの広告を組み込んだ情報を発信することにより、新たな財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 雑誌スポンサーが購入した雑誌の最新号の表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し図書館の利用者の閲覧に供する。なお、バックナンバーについてはスポンサー名のみを表示し貸出に供する。

(雑誌の選定)

第3条 図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。同一の雑誌に複数の申し込みがあった場合は先着順とする。なお、掲載されていない雑誌を寄贈したい場合は、事前に図書館と協議するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 企業、商店、団体及び個人とし、次の各号に該当しないことを要件とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (2) 町の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (4) 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の対象スポンサーとすることが適当でないと教育長が判断したもの

(雑誌スポンサーの広告内容及び責務)

第5条 広告の内容は、町行政の公共性、信頼性を損なう恐れがなく、利用者に不利益を与えないものとし、次の各号に該当しないことを要件とする。

- (1) 政治性、宗教性のあるもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 意見広告、個人的宣伝、人事募集
- (4) 基本的人権や他のものの権利等を侵害するもの
- (5) 公序良俗に反するものまたはその恐れがあるもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと教育長が判断したもの

2 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 雑誌スポンサーとして決定を受け、寄贈された最初の雑誌の号より1年間とする。ただし、雑誌のスポンサーが希望し教育長が認めた場合は1年単位でその期間を延長することができる。

(広告の規格、表示方法)

第7条 広告の規格、表示方法については、次の各号によることとする。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とする。

貼付位置 最新号カバーの底辺より1cm上部中央

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 文字は白地に黒文字 *図書館が作成

- (2) 裏面の広告は、片面印刷とし、最新号カバーに収まるサイズのものとする。

*スポンサーが作成する

- (3) 表示期間は契約期間内とする。

- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

(申込方法)

第8条 随時受け付ける。申込者は、雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて教育委員会へ提出する。

- (1) スポンサーの概要(業種等がわかるもの、HPのURLを含む)

- (2) 広告図案

- (3) その他教育長が必要と認めるもの

(スポンサーの選定)

第9条 スポンサーの選定については、図書館長、生涯学習係長、雑誌担当、その他教育長が必要と認める者をもって行い審査し、教育長が決定する。

第10条 雑誌スポンサーに決定した場合、決定通知書(様式第2号)を交付する。

(費用負担)

第11条 購入代金のスポンサーの提供する雑誌代金の支払いは図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとし、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 支払い方法については、スポンサーが納入業者と直接協議する。

- (2) 振込手数料が生じる場合は、スポンサーの負担とする。

- (3) スポンサーの提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替える。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。